

議員提出議案第3号

羽曳野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和4年10月3日

羽曳野市議会  
議長 花川雅昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

百谷孝浩  
金銅宏親  
笠原由美子  
沼元彩佳  
笹井喜世子  
松井康夫  
樽井佳代子

## 提 案 理 由

議員が疾病その他の事由により長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合又は刑事事件の被疑者若しくは被告人として身体を拘束する処分を受けた場合の議員報酬及び期末手当の支給に関する特例を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

# 羽曳野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、羽曳野市議会議員(以下「議員」という。)の果たすべき職責を踏まえ、議員が長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合又は刑事事件の被疑者若しくは被告人として身体を拘束する処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 187 号。以下「議員報酬等条例」という。)の特例を定めることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 102 条に規定する定例会及び臨時会

イ 羽曳野市議会委員会条例(昭和 56 年羽曳野市条例第 8 号)第 9 条第 1 項に規定する委員会

ウ 羽曳野市議会会議規則(昭和 56 年羽曳野市議会規則第 3 号)第 105 条に規定する委員の派遣

エ 地方自治法第 100 条第 12 項に規定する協議又は調整を行うための場

オ 地方自治法第 100 条第 13 項に規定する議員の派遣

(2) 長期欠席 議員が、疾病その他の事由により、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間において、当該欠席した日の翌日から当該出席した日の前日までの間に、現に市議会の会議等が開かれるか否かにかかわらず、90 日を超えて市議会の会議等に出席しないことをいう。

## (議員報酬の減額)

第 3 条 議員が市議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬の月額、議員報酬等条例第 1 条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき議員報酬の月

額から、当該議員報酬の月額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる減額割合(以下「減額割合」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。

区 分	減額割合
長期欠席の日数が 90 日を超え 180 日以下の期間	100 分の 20
長期欠席の日数が 180 日を超え 365 日以下の期間	100 分の 50
長期欠席の日数が 365 日を超える期間	100 分の 100

- 2 前項の規定は、議員が市議会の会議等を欠席した日から起算して 90 日を経過した日の翌日から市議会の会議等に出席した日の前日まで適用し、減額される月(以下この条において「減額月」という。)の初日から末日まで減額して支給する場合を除き、その議員報酬の月額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 3 前 2 項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額月の初日から末日までの間に減額割合が異なるときの議員報酬の月額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(期末手当の減額)

第 4 条 議員報酬等条例第 4 条第 1 項に規定する基準日(以下この条及び第 7 条において「基準日」という。)において長期欠席があるときの期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、議員報酬の月額から当該議員報酬の月額に当該基準日に適用された減額割合を乗じて得た額を減じた額を基に算出した額とする。

(適用除外)

第 5 条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に算入しない。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 430 号)の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害
- (2) 議員の出産(出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内の期間)
- (3) 議員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。

(議員報酬の一時差止処分)

第 6 条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分(以下「逮捕等」という。)を受けたときは、議員報酬等条例第 1 条の規定にかか

ならず、逮捕等を受けた日から逮捕等を解かれる日までの期間(以下「逮捕等期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止める。

- 2 前項の規定により、議員報酬の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う前に議員報酬が支払われていた場合又は一時差止処分をする時間的余裕がない場合は、その月の議員報酬については、前項の規定を適用しない。
- 3 前2項の規定により支給を一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 4 一時差止処分を受けた議員が、当該一時差止処分に係る刑事事件について、公訴を提起しない処分を受けたとき又は無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。以下同じ。)が確定したときは、速やかに当該一時差止処分を取り消し、公訴を提起しない処分があった日又は無罪判決が確定した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に一時差止処分に係る議員報酬を支給する。この場合において、当該議員が議員の資格を失っているときも同様とする。

(期末手当の一時差止処分)

第7条 議員が基準日において、一時差止処分を受けたときは、議員報酬等条例第4条第1項の規定にかかわらず、期末手当の支給を一時差し止める。

- 2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分について準用する。

(一時差し止めた議員報酬及び期末手当の不支給)

第8条 第6条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により支給を一時差し止めた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止めに係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。

(端数計算)

第9条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(減額等の効力)

第10条 この条例の規定による議員報酬及び期末手当の減額、一時差止め及び不支給については、当該減額、一時差止め及び不支給の事由が生じた日の属する任期中の議員報酬及び期末手当に限り、その効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。